



三重県公報

令和8年8月7日（金）

第 743 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
497	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（ 治 山 林 道 課 ）	2
	公 告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（ 農 地 調 整 課 ）	2
	土地改良区の定款変更の認可	（ 同 ）	3
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	（ 同 ）	3
	土地改良事業計画を変更した旨及びその関係書類の縦覧	（ 同 ）	3
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（ 同 ）	4
	農業振興地域の区域の変更	（ 同 ）	4
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	4
	同件	（ 同 ）	5
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	5
	同件	（ 同 ）	5
	同件	（ 同 ）	6
	同件	（ 同 ）	6
	開発行為に関する工事の完了	（ 建 築 開 発 課 ）	6
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	（ 広 聴 広 報 課 ）	6
	落札者を決定した旨	（ 斎宮歴史博物館）	12
	同件	（ 警 察 本 部 ）	12
	同件	（ 同 ）	12

告 示

三重県告示第 497 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 8 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

奥田 和生

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市一志町石橋字工藤 463 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

富田 秀男、森山 重松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市白山町福田山字村地 727

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出がありました。

令和8年8月7日

三重県知事 一 見 勝 之

名張市土地改良区（名張市夏見 2812 番地）

退任理事

名張市赤目町柏原 198

藤 村 茂 生

就任理事

名張市赤目町柏原 271-1

三 村 哲 也

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、名張市土地改良区（名張市夏見 2812 番地）の定款の変更を認可しました。

令和8年8月7日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により農村地域防災減災事業 用排水施設整備事業（大規模）高須地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年8月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和8年8月10日から同年9月7日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 18 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業 栄地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 18 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年8月7日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和8年8月10日から同年9月7日まで

3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内23番1号）

鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸1丁目18番18号）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人三重県農林水産支援センターから農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請がありましたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告します。

令和8年8月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 申請に係る農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
多気郡多気町大字土羽字馬橋2574番1	田	1,000
多気郡多気町大字土羽字馬橋2574番2	田	2,327
多気郡多気町大字土羽字三川2751番1	田	883

2 申請に係る農地の利用の現況

対象農地は令和6年12月に利用権が合意解約された後、所有者不明農地となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人三重県農林水産支援センターから借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及び支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	支払の方法
令和9年1月1日	5か年	168,778円	農地を利用する権利の始期までに津地方法務局松阪支局に補償金を供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年8月24日

(2) 提出先

三重県松阪農林事務所農政室地域農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和8年8月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農業振興地域

桑名地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び桑名農政事務所に備え置いて縦覧に供します。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の

規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年8月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル松阪店
三重県松阪市東町 88-22 ほか
 - 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年8月7日から同年9月7日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
-

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年8月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル久保店
三重県松阪市久保町 1897-1 ほか
 - 2 松阪市から聴取した意見
意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年8月7日から同年9月7日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和8年8月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（農地の確定測量）
 - 2 作業期間
令和8年9月1日から令和9年3月25日まで
 - 3 作業地域
鈴鹿市徳田町
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年8月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年7月27日から令和9年1月5日まで
- 3 作業地域
度会郡度会町栗原

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 8 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 7 月 27 日から同年 10 月 30 日まで
- 3 作業地域
鳥羽市の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 8 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 8 月 3 日から同年 10 月 27 日まで
- 3 作業地域
志摩市大王町波切

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 8 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 7 月 24 日	多気郡明和町大字明星字前 3605 ほか 1 筆	多気郡明和町大字養村 760-1 株式会社明和工務店 代表取締役 西山 浩一
令和 8 年 7 月 27 日	亀山市能褒野町字能褒野 4-11 ほか 2 筆	四日市市ときわ二丁目 8-9 株式会社フジケンホーム 代表取締役 藤原 雄太朗
令和 8 年 7 月 27 日	三重郡川越町大字南福崎字五町縄 907-1	東京都港区高輪三丁目 22-9 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥
令和 8 年 7 月 28 日	名張市蔵持町里 3378 ほか 9 筆	福岡県福岡市東区多の津 1 丁目 12-2 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸
令和 8 年 7 月 28 日	員弁郡東員町大字筑紫字中林 752 ほか 8 筆ほか	四日市市笹川 1 丁目 186 太洋不動産四日市株式会社 代表取締役 高橋 弘成

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 7 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県Webシステム再構築及び運用保守業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和15年1月11日（火）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県津市広明町13番地 三重県本庁舎ほか
- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- (6) 評価基準額
230,700,448円（消費税及び地方消費税を含みます。）
※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和8年9月2日（水）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(2)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和8年10月2日（金）17時までに7(2)の場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、責任者（プロジェクトマネージャ）の出席をお願いします。
- (2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

- (1) 入札事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部総務課 担当 宮崎
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
- (2) 契約事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部広聴広報課企画・広報班 担当 湯浅、星野
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和8年9月2日（水）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
 - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年9月8日（火）17時までに本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年9月8日（火）17時までに通知書を発送します。
- (6) 技術提案書等提出の日時及び方法等
 - ア 日時
入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年9月15日（火）16時まで
 - イ 場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部広聴広報課企画・広報班 担当 湯浅、星野
 - ウ 方法
提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。
ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県 Web システム再構築及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。
- (7) 技術提案書聴取会の実施
 - ア 日程は次のとおりです。
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
令和8年9月28日（月）予定
 - イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。
 - ウ 技術提案書聴取会の所要時間は45分とし、うち説明は15分以内、デモンストレーションは15分以内とします。
 - エ 出席者は、6(1)の責任者（プロジェクトマネージャ）を含め3名以内とします。
- (8) 入札書提出の日時及び場所
 - ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年9月29日（火）14時まで
 - イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和8年9月29日（火）14時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課

案件名 「三重県Webシステム再構築及び運用保守業務委託」入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 9 月 29 日（火）14 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部総務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに本システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日時までに 7(1)の場所へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください（必着）。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和 8 年 8 月 24 日（月）17 時まで

結果回答 令和 8 年 8 月 31 日（月）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mie Prefecture Web System Redevelopment and Operation and Maintenance Services

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, September 29, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M. on Tuesday, September 29, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Tuesday, September 29, 2026.

(4) Managing Authority:

Public Relations and Public Hearing Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2788 (Japanese only)

別記 落札者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 提案内容の評価

提案内容を公平かつ客観的に評価し、「技術評価点」を与えます。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。

(3) 技術評価点と価格評価点の比率

技術評価点と価格評価点の比率については、3対1とします。

(4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大項目の設定

- ア 全体概要
- イ プロジェクト推進体制
- ウ 機能要件
- エ 非機能要件等
- オ テスト・データ移行
- カ 運用保守
- キ その他
- ク デモンストレーション

(2) 大項目配点

「技術評価点」の満点を 1,896 点として、次のように点数を配点します。

- ア 全体概要（2 項目）：160 点
- イ プロジェクト推進体制（3 項目）：180 点
- ウ 機能要件（4 項目）：456 点
- エ 非機能要件等（7 項目）：352 点
- オ テスト・データ移行（4 項目）：200 点
- カ 運用保守（5 項目）：240 点
- キ その他（1 項目）：20 点
- ク デモンストレーション（4 項目）：288 点

(3) デモンストレーション

- ア デモンストレーションは、別途案内する技術提案書聴取会において、技術提案内容の説明後に実施します。
- イ システム操作の様子を事前に収録した動画を、技術提案書聴取会会場において投影することでデモンストレーションとします。
- ウ 動画の長さは合計 15 分以内とします。
- エ カスタマイズ等が必要でデモできない機能がある場合、イメージ図等で動画を作成してください。
- オ 技術提案書聴取会でリアルタイムにシステム操作し、デモンストレーションすることは原則として認めません。
- カ 音声説明は、動画内での事前のナレーション収録、または、技術提案書聴取会での説明者による口頭説明のどちらでも構いません。

(4) 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は、原則 0～5 点までの以下 6 段階で採点します。

- ア 標準的な内容であれば「3 点」（以下「基準点」といいます。）とします。
- イ 基準点よりややレベルの高い提案内容であれば「4 点」とします。
- ウ 基準点よりレベルの高い提案内容であれば「5 点」とします。
- エ 基準点よりややレベルの低い提案内容であれば「2 点」とします。
- オ 基準点よりレベルの低い提案内容であれば「1 点」とします。
- カ 評価項目に即していない提案内容であれば「0 点」とします。

(5) 加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、加重点を設定します。

(6) 技術評価点の計算方法

技術評価点は、「各審査委員の技術評価点」の平均（小数点以下 1 桁目までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入します。）とします。

「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位の採点した点数にそれぞれ加重点を乗じた「項目評価点」の和とします。

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を 632 点とし、以下の計算式で算出します。

「価格評価点」＝ $632 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）に消費税及び地方消費税を加えたもの。

※ 令和8年度から令和14年度までの年度別価格の合計が入札価格となります。

K：230,700,448円（評価基準額：消費税及び地方消費税を含む）

※ 有効数字は、小数点以下7桁目までとし、小数点以下8桁目以降は切り捨てとします。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「技術評価点」及び「価格評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、下記の要件をいずれか1つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格に消費税及び地方消費税を加えたものが、評価基準額以内であること。
- (2) 技術評価点が758.4点以上であること。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月7日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	斎宮歴史博物館中央監視装置更新
2	担 当 部 局	三重県多気郡明和町竹川 503 番地 斎宮歴史博物館
3	落 札 者 決 定 日	令和8年7月23日
4	落 札 者	三重県津市羽所町 375 アズビル株式会社ビルシステムカンパニー三重営業所 所長 井土 禎規
5	落 札 金 額	入札価格 24,900,000 円 契約金額 27,390,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和8年6月12日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月7日

三 重 県 警 察 本 部 長 谷 井 義 正

1	物品等の名称及び数量	大型自動車（試験用自動車） 2 台
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落 札 者 決 定 日	令和8年6月19日
4	落 札 者	三重県津市垂水字中境 505 三重いすゞ自動車株式会社 代表取締役 西田 義明
5	落 札 金 額	入札価格 45,130,560 円 契約金額 45,130,560 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和8年4月28日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年8月7日

三 重 県 警 察 本 部 長 谷 井 義 正

1	特定役務の名称	留置管理総合システム導入に伴うシステム構築及びサーバー機器等賃貸借事業
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落 札 者 決 定 日	令和8年7月21日
4	落 札 者	愛知県名古屋市中区栄二丁目 1 番 1 号 東京センチュリー株式会社名古屋支店 名古屋支店長 川田 武史

5	落札金額	入札価格 57,351,150 円 契約金額 63,086,265 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和8年4月24日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
